

野々市市小型除雪機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会又は公共施設管理ボランティア支援（アダプトプログラム）事業運営要綱（平成18年12月1日施行）第3条第1項の規定により登録されたボランティア団体（以下「団体等」という。）が行う除雪作業の用に供するため、市が所有する小型除雪機（以下「除雪機」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(除雪機の貸与)

第2条 市は、団体等が行う道路除雪作業について、除雪機を貸与するものとする。

2 除雪機を貸与できる期間は、毎年12月1日から翌年3月31日までの間とし、1団体等が除雪機を1回に借用できる期日は、原則として3日間以内とする。

3 団体等は、除雪機を借用しようとするときは、小型除雪機借用申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、小型除雪機貸出許可書（別記様式第2号）を交付し、団体等の使用に供するものとする。

5 除雪機の貸与にあたっては、市は、団体等に対して除雪機の取扱方法等を十分説明する等、団体等の便宜について配慮するものとする。

6 除雪機の市の保管場所から団体等への搬送は、市が行うものとする。

7 団体等は、当該除雪機を転貸し、又は除雪以外の用途に供してはならない。

8 団体等は、借用期間の満了等によって除雪機を返納するときは、市の検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第3条 除雪機の故障（団体等の責めに帰さない故障）等に伴う修理費、自動車損害保険料、除雪機の燃料費及び前条第6項に規定する搬送に要する費用は、市が負担する。

2 借用期間中の保管、移動等に要する費用、除雪機の使用に係る労務費及び団体等の責めに帰すべき修理費用は、団体等が負担する。

3 団体等は、市長に除雪機の燃料費を請求するときは、請求書及び給油所の領収書を市長に提出するものとする。

(損害等)

第4条 団体等は、除雪作業により当該除雪機を破損又は滅失したときは、直ちに、事故報告書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 前項に場合において、その原因が団体等の責に帰すべき事由によるときは、市長の指示により団体等の負担において代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

3 当該作業により生じた第三者に係る損害又は作業員及び除雪機に係る損害の一切は、
団体等の責任において解決するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。